

令和8年度 新たな先進的介護施策の構築支援業務委託にかかる業務公募説明書

1. 当該公募の趣旨

本業務については、介護現場の生産性を高め、人材不足に対応するため、介護テクノロジーを活用した先進的介護「北九州モデル」の深化・拡充に取り組むものである。具体的には、介護現場の生産性向上に寄与できるとされる「介護助手活用モデル」の社会実装に取り組むため、当室が作成したガイドラインを基にセミナーを開催するとともに、令和7年度の在宅版「北九州モデル」実証を踏まえ、在宅介護サービスにおけるテクノロジーを活用した新たな先進的介護「北九州モデル」の構築及び効果的な普及に向けた施策の検討を行う。また、先進的介護の取組を持続可能なものにするため、民間連携による新たな事業展開について調査研究を行う。

業務遂行にあたっては、政策の根幹となる先進的介護「北九州モデル」に関する深い知識や経験を有していることに加えて、介護業界の動向にも精通している必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 新たな先進的介護施策の構築支援業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 介護助手活用モデルの社会実装

「北九州モデル」導入時に発生する介護施設の周辺業務ニーズに対し、生産性向上に寄与できるとされる「介護助手活用モデル」について、令和7年度に当室が作成した「介護助手導入・実践ガイドライン」の普及を図るため、市内介護施設を対象に、当ガイドラインを基にした対面によるセミナー（オンライン配信を併用したハイブリッド形式）を年2回程度実施する。

なお、セミナー実施にあたっては、実施内容の企画・広報、対象者への案内・募集等、当日の準備・運営・配信等を含む一連の業務を行うものとする。

イ 在宅版「北九州モデル」の構築及び普及施策の検討

在宅介護サービスにおける事業者共通の課題を解決し、高齢者が住み慣れた自宅で安全かつ安心して生活を継続できる環境を実現するため、テクノロジーを活用した在宅版「北九州モデル」を構築する。加えて、その効果的な普及を図るための施策の検討を行う。

① 在宅版「北九州モデル」の構築

令和7年度 在宅版「北九州モデル」実証で判明した成果と課題を整理し、必要に応じて追加検証を行うことで、テクノロジーを活用した在宅版「北九州モデル」を構築する。

② 普及施策の検討

在宅版「北九州モデル」の効果的な普及を図るため、モデルの要となる地域介護事業者の情報連携について、関係機関と協議・調整を行い、地域全体での運用に向けた仕組みの検討を行う。

ウ 民間との連携による先進的介護の新たな事業展開に関する調査研究

先進的介護「北九州モデル」で培ったノウハウのビジネス化に向けて、民間との連携による新たな事業展開に関する調査研究を行う。

① 類似のビジネスモデル及び事例等の調査

先進的な介護の取組をビジネスモデル化するため、国内外における類似のビジネスモデルや事例等の調査を行う。

② 海外展開を視野に入れた「日本式介護モデル」の研究

アジア諸国では高齢化が進む一方で、介護保険制度の未整備や介護サービスが一般化していない国や地域が多く、日本の介護制度や高齢者支援の仕組みへの関心が高い。しかし、技術やサービスを個別に導入するだけでは、現地の実情や文化に適応しづらく、持続的な展開が困難である。そのため、日本の介護を海外へ展開するには、人材育成、施設運営、介護テクノロジーのパッケージ化が極めて重要である。

令和7年6月に設立された「北九州超スマートケアコンソーシアム」では、民間主導で、自立支援、チームケア、介護テクノロジーを組み合わせた「日本式介護DXモデル」のグローバル展開を検討している。そこで、同コンソーシアムと連携し、海外展開を視野に入れた「日本式介護モデル」の研究を行う。

(3) 履行期間

令和8年4月～令和9年3月

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 本事業の趣旨を十分理解しており、国や自治体などにおける介護テクノロジー関連事業の調査分析等の実績があること。

イ 介護現場の業務改善手法である「北九州モデル」に深い知見を有していること。

ウ 介護テクノロジー又はその他の介護・生活支援に資するテクノロジーの活用を促進するための人材育成に関するノウハウ・経験を有していること。

エ 介護施設・事業所の業務改善に関するコンサルティングを行った実績があること。

オ 介護テクノロジーの導入目的について科学的な視点から助言できる学識経験者との連携が可能であること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 保健福祉局先進的介護システム推進室

電話番号 093-582-2712 F A X 番号 093-582-2095

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年2月26日から令和8年3月12日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月27日から令和8年3月12日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室次長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。